

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係  
軍用地問題（法律問題）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43647">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43647</a>

軍中必求私借，借還之內，有在法

アメリカ局長  
参事官  
北米課長

秘密印記 (赤色)

第 580 号  
昭和 28 年 9 月 30 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所  
高瀬 代



- 要領
- 事務官
- 総務
- 渉外調査
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- 力夕
- 局務



(件名)  
軍用地未払借賃の措置に関する立法送付

引用公・電信  
日付・番号

標章に關レテキスト1部別添送付す。同  
立法は、琉球政府が債務を負つてゐる未払借賃  
を沖縄市町村軍用地地主連合会に保管・支払  
を行ふおせるといふ趣旨のもので、10月1日公布

付属添付  付属空便 (行)  付属空便 (DP)  付属船便 (貨)  付属船便 (郵)

本信送付先:  
本信写送付先:  
省内写配布希望先:

GA-3-1

2616 在外公館

17  
D  
F  
A  
A  
O  
N  
T  
A  
J  
O  
N  
10/5  
ス  
ズ

され予定である。

(P)

GA-4

外務省

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

アメリカ合衆国使用土地等の未払借賃等の措置に関する立法

(目的)

第一条 この立法は、アメリカ合衆国使用土地等の借賃等のうち琉球政府が地主等に対し債務を負っているもので、行政主席が復帰の日の前日までに支払うことが不能又は困難であると認めるもの(以下「未払借賃等」という。)の措置について定め、関係地主等を保護することを目的とする。

(未払借賃等の保管)

第二条 琉球政府は、未払借賃等を一九六九年二月二十八日に設立された社団法人沖縄市町村軍用地地主会連合会(以下「連合会」という。)に保管させることができる。

(保管金の支払)

第三条 連合会は、前条の規定に基づき保管した資金(以下「保管金」という。)を関係地主等へ支払うものとする。

(経理の区分)

第四条 連合会は、この立法により行なう保管金の支払に関する業務については、他の業務と会計を区分して経理しなければならない。

(保管金の運用)

第五条 連合会は、第三条の規定による保管金を行政主席が指定する銀行に預け入れ運用することができる。

(費用)

第六条 連合会がこの立法に基づき未払借賃等の支払に要する費用は、前条の規定による預入金の利子をもつて充てるものとする。

(立入検査)

第七条 行政主席は、連合会による未払借賃等の支払及び運用等について適正を期するため、毎年一回及び必要があるときは、当該職員を連合会の事務所に立ち入りさせ、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係人に質問をさせることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公務員たる性質)

第八条 この立法に基づき業務に従事する連合会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法

立法院立法院  
未回名(主席)九月  
立法院立法院

律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(債権及び債務の引継ぎ)  
第九条 未払借費等に関する琉球政府の債権及び債務は、復帰の日に関係者に引き継ぐものとする。

(施行規則)  
第十条 この立法の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)  
第十一条 第七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、その違反行為をした連合会の役員又は職員は、八十五ドル以下の罰金に処する。

附 則

この立法は、公布の日から施行する。